

(参考資料1)

「鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」規約（案）

第1条（趣旨）

この規約は、「鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定める。

第2条（目的）

本委員会は、秋田県・山形県にまたがる鳥海山の噴火に起因する土砂災害を軽減するための緊急時対策（ハード対策及びソフト対策）を、効率的かつ効果的に実施するため「鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画（案）」を策定することを目的とする。

第3条（組織等）

委員会は、新庄河川事務所長が設置する。

2 委員会の委員は、新庄河川事務所長が委嘱する。

第4条（委員長）

委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の運営と進行を総括する。

3 委員長に事故があった場合には、委員長が予め委員の中から指名する者が職務を代行する。

第5条（委員会）

委員会は、委員長の了解を得て、新庄河川事務所長が招集する。

2 委員の任期は、平成27年3月31日とする。

3 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。

第6条（公開）

委員会の公開方法については、委員会で定める。

第7条（事務局）

委員会の事務局は、新庄河川事務所に置く。

第8条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行う。

第9条（雑則）

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附則（施行期日）

この規約は、平成23年12月6日より施行する。

この規約は、平成26年12月24日より施行する。

(参考資料2)

鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会 設立趣意書

鳥海山は秋田県と山形県の県境に位置する活火山で、有史以降多くの噴火記録があります。近年では1974（昭和49）年に小規模な噴火が発生し、幸いにも大きな被害はありませんでしたが、火口の近くでは噴出物が雪を融かして小規模な融雪型火山泥流が発生しました。

また、今から約1150年前の869（貞觀11）年の貞觀地震後に発生した火山噴火では、大規模な被害が発生しました。

現在、鳥海山の周辺は火山特有の美しい景勝地やスキーチャンス、温泉を目的に訪れる観光客が多く、観光は地域の重要な産業となっています。

山麓には秋田県にかほ市、由利本荘市、山形県酒田市、遊佐町が広がり、JR羽越本線や国道7号などの重要交通網が通っているため、大規模な噴火に至った場合には、これら保全対象に大きな被害を与えることが予想されます。このため、いつどこで起こるか予測が難しい火山噴火に備え、早急な対策の実施が求められています。

しかし、火山噴火に起因する土砂災害を防止するための施設整備には、多大な事業費と長い期間を必要とします。このため、2007年4月に国土交通省砂防部により策定された「火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン」に基づき、火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、被害をできる限り軽減（減災）するために「鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画」を策定することとしました。

火山噴火緊急減災対策砂防計画の検討にあたり、鳥海山の過去の噴火実績及び被害想定から被害拡大を考慮すべきであること及び火山防災および砂防に関する高度な学術的知見と行政的知見が不可欠であることから、学識経験者ならびに行政担当者から構成される「鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」を設置します。

(参考資料3)

鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会に関する公開方法

1. 会議の公開

- (1) 会議の公開は、傍聴を認めることにより行うものとする。ただし特段の理由があるときには、非公開とすることができます。
- (2) 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、会議の全部又は一部を非公開とすることができます。

2. 会議概要の公開

- (1) 鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会の議事について、事務局が議事要旨を作成するものとする。
- (2) 閲覧場所は下記のとおりとする。
国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所

以上

(参考資料4)

鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会に関する傍聴規定

1. 「鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」は公開とする。
2. 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
 - (2) 次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
 - ア 危険な物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - ウ 酒気を帯びていると認められる者
 - エ その他委員会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
 - (3) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 委員会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
 - イ 騒ぎ立てる等、委員会の会議を妨害しないこと。
 - ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - カ その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。
 - (4) 傍聴人は、委員会で秘密会とする議題があったときは、委員長の指示により速やかに退場しなければならない。
 - (5) 傍聴人は、委員会の傍聴に当たっては、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。
 - (6) 委員長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させができる。

以上